



平成 29 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(JASDAQ・コード 6636)
問合せ先 取締役 管理部長 中原 麗
電 話 0 3 - 6 4 5 0 - 3 6 1 6

第三者割当による新株式発行及び第 9 回新株予約権発行により調達した
資金割当及び支出時期変更に関するお知らせ

当社が、平成 28 年 12 月 12 日に公表しました「第三者割当による新株式及び第 9 回新株予約権発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたスーパーソルガム事業に関する調達資金につきまして、調達資金の一部を公表していた使途と異なる当社グループ運転資金に支出した経緯、及び今後支出する資金につきまして資金使途変更が生じたことから、本日開催の取締役会にて下記のとおり調達資金の割当配分、及び支出時期の変更を決議しましたのでそれぞれお知らせいたします。

【変更前】

資金使途（新株式発行による調達分）

具体的な使途	金 額	支出予定時期
① 運転資金		
当社運転資金	81.2 百万円	平成 28 年 12 月 ～ 平成 29 年 3 月
SSA 運転資金	140 百万円	平成 28 年 12 月 ～ 平成 29 年 3 月
② 第 8 回新株予約権買取資金	22.7 百万円	平成 28 年 12 月
③ スーパーソルガム事業に関する費用		
メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用	200 百万円	平成 29 年 1 月～ 平成 30 年 7 月
スーパーソルガム種子仕入費用	150 百万円	平成 28 年 12 月～ 平成 29 年 3 月
合 計	593.9 百万円	

資金使途（新株予約権の発行及び行使による調達分）

具体的な使途	金 額	支出予定時期
① 当社運転資金	5.9 百万円	平成 28 年 12 月 ～ 平成 29 年 3 月
② スーパーソルガム事業に関する費用		
メキシコにおける圃場確保費用	400 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 30 年 7 月
スーパーソルガム種子仕入費用	90 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 3 月
③ レストラン・ウェディング事業に関する費用		
事業譲受対価未払金の精算資金	20 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 3 月
敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金	75 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 3 月
合 計	590.9 百万円	

【変更後】

資金使途（新株式発行による調達分）

具体的な使途	金 額	支出予定時期
① 運転資金		
当社運転資金	281.2 百万円	平成 28 年 12 月 ～ 平成 29 年 3 月
SSA 運転資金	140 百万円	平成 28 年 12 月 ～ 平成 29 年 3 月
② 第 8 回新株予約権買取資金	22.7 百万円	平成 28 年 12 月
③ スーパーソルガム事業に関する費用		
メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用	0 百万円	二
スーパーソルガム種子仕入費用	150 百万円	平成 28 年 12 月～ 平成 29 年 3 月
合 計	593.9 百万円	

資金使途（新株予約権の発行及び行使による調達分）

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 当社運転資金	<u>75.9</u> 百万円	平成 28 年 12 年 ～ 平成 29 年 <u>7</u> 月
② スーパーソルガム事業に関する費用		
メキシコにおける圃場確保費用	<u>130</u> 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 30 年 7 月
スーパーソルガム種子仕入費用	<u>290</u> 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 <u>6</u> 月頃
③ レストラン・ウェディング事業に関する費用		
事業譲受対価未払金の精算資金	20 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 <u>10</u> 月
敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金	75 百万円	平成 29 年 1 月 ～ 平成 29 年 <u>10</u> 月
合 計	590.9 百万円	

（注）変更箇所は下線を付してあります。

1. 調達資金の一部を公表していた使途と異なる当社グループ運転資金に支出した経緯

当社が、平成 28 年 12 月 12 日に公表しました「第三者割当による新株式及び第 9 回新株予約権発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下、「第 9 回調達」といいます。）にてお知らせの通り、第 9 回調達にて調達しました資金につきましては、通常決済する銀行口座とは別に管理をしております。また、調達しました資金の支出につきましては、第 9 回調達にて開示しました使途に合わせ支出をすることとしておりました。さらに、第 9 回調達において新株式発行により調達した 593.9 百万円のうち、平成 29 年 3 月までに支出した運転資金や種子仕入費用等を除く 200 百万円につきましては、メキシコ現地法人であります SUPER SORGHUM MEXICO S. A. DE C. V.（以下、「SSM」といいます。）のメキシコにおけるスーパーソルガム種子を保管する中間倉庫建設費用（以下、「中間倉庫費用」といいます。）としていました。しかしながら、当社が第 9 回調達時に計画していました販売用スーパーソルガム種子について種子販売会社から当社への納期が遅れ、当初計画していました現地渡しの予定から倉庫渡しに販売方法が変更になり、これを受け、スーパーソルガム種子販売からの売上代金の回収が予定していた時期が遅れることになりました。これにより、当社グループは平成 29 年 1 月から 3 月における運転資金が不足することになりました。そこで、当社は、調達しました資金から SSM に平成 29 年 1 月 60 百万円、平成 29 年 2 月 70 百万円、平成 29 年 3 月 70 百万円をそれぞれ貸付金として送金し、平成 29 年 1 月に約 44 百万円、平成 29 年 2 月に 60 百万円、平成 29 年 3 月に 46.5 百万円の返済（合計 150.5 百万円/差額の 49.5 百万円につきましては、SSM 運転資金として充当）を、それぞれ受け当社グループの運転資金として充当しております。

なお、この当社グループの運転資金に充当した経緯は、当該中間倉庫に係る支出時期を平成29年1月から平成30年7月としておりましたが、当社がSSMに送金した時点では、具体的な中間倉庫の候補地も決定していないこともあり支出をする投資時期ではありませんでした。また、当社は今後SSMが販売するスーパーソルガム種子からの売上金より当社運転資金として支出した200百万円を補充することで、メキシコにおける設備投資の支出時期において投資する資金が確保できていれば資金使途を変更したことにはならないものと誤認しておりました。さらに、当該期間においては、当社手許資金も十分ではなく、当社決算内容では銀行等の金融機関からの借入は実質困難な状況であり、金融機関以外の事業会社からの借入も現実的ではないことから、当社存続のため当該期間における当社、SUPER SORGHUM ASIA HOLDINGS PTE. LTD.（以下、「SSA」といいます。）シンガポール・日本支店、株式会社シェフズテーブル、VIETNAM SOL SUPER SORGHUM、SSM、及びTHAI SUPER SORGHUMの運転資金としまして、第9回調達資金から200百万円を充当しております。

なお、当該期間の運転資金は、本来、平成29年1月から平成29年3月のメキシコにおける売上金を回収し充当する予定でしたが、スーパーソルガム種子の納品遅れにより当該期間に予定していました資金を確保できず運転資金が不足することになりました。

その後、SSM、及び当社はメキシコにおけるスーパーソルガム種子の販売先であるPrimus Vision S.A. de C.V.（以下、「Primus」といいます。）から、売上金、及び前受金の入金としまして平成29年3月6日に995,904USD、平成29年3月30日に700百万円、平成29年3月31日に400百万円（注1）、合計約1,200百万円を平成29年3月期（以下、「前期」といいます。）に受領したことにより、当社グループ全体の資金として前期末時点で1,268百万円を確保しております。なお、1,100百万円につきましてはSSMに代わり当社がPrimusより日本で受領しており、後述の通り平成29年4月に612百万円（内12百万円は当社手許金から支出）を平成30年3月期（以下、「今期」といいます。）におけるスーパーソルガム種子の仕入費用の前払金の一部として支出しております。さらに、平成29年4月から平成29年5月までの当社グループ運転資金として200百万円を、さらに、平成29年6月16日にFEEDENER PTY LTD（本社：オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州シドニー/以下、「FEEDENER」といいます。）に本契約の前払金の残金としまして200百万円（前払金支払合計812百万円、前払残金307.3百万円）をそれぞれ支出しておりますので、現時点でSSMの売上金として管理しています資金は100百万円になります。

本来であれば、第9回調達資金から200百万円を、平成29年1月から平成29年3月の当社グループ運転資金に充当していたため、各支出時期において資金使途変更の適時開示を行い支出するべきでした。しかしながら、上述の通り支出時期において投資する資金が確保できていれば資金使途を変更したことにはならないものと誤認しておりました。

また、当社運転資金に充当しました200百万円につきましては、SSMが前期販売しましたスーパーソルガム種子の売上金（回収予定日：平成29年9月末日）から同等額を確保することで、中間倉庫費用として支出を行う予定です。

2. 今後支出する資金の使途変更理由

(1) 当社運転資金・スーパーソルガム事業/資金使途及び支出時期変更

① 今期販売用種子購入費用へ 200 百万円使途変更

今期販売用種子仕入に関する費用につきましては、第9回調達にてお知らせの通り、前期においてメキシコ、タイ両国で販売するスーパーソルガム種子の売上金より前払金を支払い、残金につきましては、今期に販売を計画していますスーパーソルガム種子の売上金から精算を行う予定であったことから、第9回調達資金の中から支出は計画しておりませんでした。しかしながら、前期における販売用種子 800t の仕入れにつきまして、仕入先である FEEDENER から天候不順等の理由により当社に対する販売用種子の納期に遅延が発生したため、当社は FEEDENER と平成 29 年 4 月に今期の納品（生産スケジュール・納品時期）に関する協議を行いました。これは、当社が今期仕入れを計画していますスーパーソルガム種子が前期仕入量の 2 倍強であります 1,700t（輸出用 20t のリーファーコンテナ 85 コンテナ分）であり、仕入量に比例してメキシコへの輸出量も多くなることから、前期以上に FEEDENER との種子生産管理、納品スケジュール確認が必要になるためです。

これらの協議の結果、FEEDENER より今期納品分については前期納品遅延の反省から天候不良、病害並びに害虫被害等を考慮し、オーストラリア現地生産農家と連携を取りオーストラリア国内の複数圃場にて時期を早めて計画通り生産を開始すること、天候及び病害虫被害等の欠品分も勘案し納品数量よりも割増して生産することで納期遅延に対する方策、及び現時点においてスケジュール通り納品を受けられることの確認を取りました。

当社は、これらの確認を行ったうえで FEEDENER との協議の結果、今期 1,700t の種子仕入れに関し平成 29 年 4 月 19 日付で SSA と FEEDENER との間で 1,700t（Category は 2 種類/品種は Category 別に異なります。注 2）、購入総額 3,731 百万円のスーパーソルガム種子購入契約（以下、「本契約」といいます。）を締結いたしました。

本来、当社の第9回調達時における今期販売分の種子仕入に関する支出計画につきましては仕入総量 1,800t、仕入額 3,191 百万円を予算としていました。しかしながら、実際の契約は 1,700t、3,731 百万円となっております。仕入数量 100t の減少理由は前期ベトナムでの販売が実現しなかったこと、また、タイにおいて当初 150t の販売を計画していましたが、実際は 49.9t の販売実績となったことにより当初計画から 100t を削減しています。さらに、仕入総額が予算を上回る点につきましては、今期当社が仕入れます販売用種子において、Category 別に仕入価格が異なることによります。具体的には、種子の大きさにより Category を選別しており、大きいものが Category 1、小さいものが Category 2 としています。また、ha あたりの播種量は Category 1 が 8 kg から 10kg の播種量に対し、Category 2 は種子が小さいことから 6 kg から 8 kg の播種量となっております。さらに、Category 2 品種 SE19 は倒伏しづらいこと、乾性タイプにてサイレージに適していること、メキシコの風土に適していることに加え、ha あたりの播種量において Category 1 と Category 2 では約 2 kg の差分があり、購入する生産農家においては、ha あたりの播種量が少量になるほど播種する面積を増やせることから、生産農家が播種時において播種面積をより確保できる Category 2 を指定したため、今期仕入れます仕入価格に変動が生じたものです。

また、FEEDENER との今期仕入れます本契約につきましては、第9回調達時点では平成29年9月を目途に計画をしていましたが、上述の通り前期の納品遅延が発生したことから、現地生産農家の確保、圃場整備、販売用種子を生産する親種の確保を前倒しで手配が可能か交渉を重ね、FEEDENER より本契約締結後から納品に向けた業務に取り組むとの確認ができたことから、当社が今期販売を計画しています販売用種子の確保をより確実なものにするため、SSA は FEEDENER との間で本契約を締結いたしました。

今期、当社が FEEDENER より仕入れます種子に関する本契約の支払約定につきましては、契約後2ヶ月以内に総額の30%であります1,119.3百万円（以下、「本契約前払金」といいます。）を、残金2,611.7百万円の支払いにつきましては、FEEDENER より SSA が納品を受け、SSA が FEEDENER へ検収書を発行した時点から6ヶ月後となっております。なお、第9回調達時の支払計画に関しましては、前期におけるスーパーソルガム種子売上金より前払金として平成29年12月～平成30年2月に支払いを、平成30年5月～平成30年8月にかけて残金決済を予定していました。しかしながら、本契約を締結したことにより、第9回調達時における当初計画に修正が必要となりました。

FEEDENER との契約における実際の支払いに関しましては前期にメキシコ Primus に販売しました448t の種子代金、及び今期 Primus に販売します200t の前受金として当社が受領しました1,100百万円から、本契約前払金の一部として812百万円（内、600百万円はSSM売上金、12百万円は当社手許金）を支払っております。残金の307.3百万円につきましては、本契約に基づき平成29年6月末を目途に支払う必要があります。

今回、資金使途変更を行う理由としましては、前期において当社が計画した通りにスーパーソルガム種子の販売が行えず、また、販売分の売上金回収に遅れが生じていることに加え、メキシコにおける圃場確保より、今期仕入れますスーパーソルガム種子の確保を優先したことにより、FEEDENER に対する本契約の残金支払い307.3百万円に対しまして、当社が、現在手許資金として確保していますのは、当社通常運転資金1百万円、SSM の売上回収金100百万円、SSA 通常運転資金3百万円、第9回調達資金の未使用残金393百万円、及び第6回調達にて調達しました第6回調達資金37百万円、合計534百万円となっており、平成29年6月20日時点のFEEDENER に対する本契約前払金残金307.3百万円の内、300百万円につきましては、SSM の売上回収金として管理しています資金から100百万円、及び第9回調達資金として管理しています200百万円を資金使途変更することで支払います。なお、7.3百万円につきましては、第9回調達金以外の当社グループ内の資金を調整することで支払を計画していますが、資金の全部または一部を確保できないときはFEEDENER の承諾を得たうえで、その時点における残金決済を1ヶ月間延長する予定です。

また、このような事態になりました経緯としましては、本来当社は、第9回調達時において計画していました平成29年1月から平成29年3月までの3ヶ月間における販売計画でありますメキシコへ660t、ベトナムへ36t、タイへ150t、合計846t（売上予測1,742百万円）において、各販売先からの売上回収金から今期仕入れますスーパーソルガム種子の仕入れ費用の一部（平成29年12月から平成30年7月まで1,800t 仕入3,191百万円/支払計画は前期売上金から前払金

を支払い、残額は今期売上金の回収後後払い)を支出する計画でした。しかしながら、実際の販売につきましては、上述の通り FEEDENER からの納品遅延により平成 29 年 1 月から平成 29 年 3 月までの間でメキシコに輸出が完了し、現地で販売(納品)が行えた数量は 80t のみであり、前期販売を計画していました数量の大半は当社が納品を受けましたオーストラリア、及び手持ち在庫として管理していましたベトナムの各倉庫渡し方式による納品となっております。これらの結果、当社は今期販売計画において仕入を確実に確保することができなければ、前期同様大幅な計画修正が必要になると判断し、当初 FEEDENER との契約締結を予定していました平成 29 年 9 月から平成 29 年 4 月に変更し、FEEDENER との間で今期仕入れますスーパーソルガム種子の購入契約を締結しました。

このように、前期において当社の計画時期における現地納品が行えないことに加え、SSM が前期メキシコ全国畜産業者組合連合会ハリスコ州支部(以下、「UGRJ」といいます。)に販売しました 360t の種子代金、及び SSA がタイ SORG JT Co., Ltd. (以下、「SORG JT」といいます。)に販売しました 49.9t の種子代金において、それぞれの支払時期が平成 29 年 9 月となったことを受け、これらの入金から支出を計画していました平成 29 年 4 月、及び平成 29 年 5 月の当社グループ運転資金において、当社運転資金 70 百万円、SSA 運転資金 74 百万円(シンガポール、タイ、インドネシア、ベトナム、メキシコ各現地法人運転資金含)、及び株式会社シェフズテーブル運転資金 42 百万円(内、消費税納税分 12.5 百万円含)、計 186 百万円の不足が生じたことから、当社グループ内において資金調整を行い、SSM の資金から 186 百万円を当社グループ運転資金に充当しています。さらに、第 9 回調達時に計画していました販売の遅れに伴い売上金の入金も計画時期から遅れるため、当社グループ全体の運営に関して資金計画を見直す必要が生じております。このような事態が発生した要因は、前期において計画通り種子販売が実施できなかったことに起因しているものと考え、当社は上述の通り今期販売します種子の確保を確実にするため FEEDENER との間で本契約を締結しました。その結果、第 9 回資金調達時点で計画していました今期販売用種子の仕入資金に関しまして、当初計画であります平成 29 年 9 月から平成 29 年 4 月に種子購入契約を前倒したことにより、種子代金支払いに関する資金需要が発生しております。

さらに、SSM が今期に UGRJ へ販売を計画しています 1,000t の種子(注 3)、及び既に契約を締結しています Primus への納品分 200t の種子を確実に確保するため、FEEDENER との種子購入契約と、当社グループにおける財務内容、及びスーパーソルガム事業におけるメキシコでの中間倉庫、圃場確保等の資金の支出時期に関し事業全般を見直した結果、まず、中間倉庫につきましては、現在 SSM がハリスコ州グアダハラ市アバスト市場内に賃借しています冷蔵倉庫において、今期仕入れを予定しています種子の保管、及び販売用袋詰め作業につきましては、仕入時期と袋詰め作業を実施する時期を調整することで対応が可能であります。

また、現時点において中間倉庫の具体的な候補地として選定している場所が確保できていません。これは、当初はハリスコ州内の複数の土地に栽培圃場の確保を検討していましたが、グアダハラ市郊外に複数箇所の圃場を確保することで播種、栽培、収穫等の管理が圃場毎に必要なになり、そのための人員、車輛等の手配も必要となることから、業務効率、及び経費削減のため中間倉庫と栽培圃場を隣接させることで栽培圃場から中間倉庫まで収穫した種子の陸送に係る輸送

費用と、圃場管理に係る費用を削減するため、一団の土地を確保する計画といたしました。栽培圃場を一団の土地として確保することで播種、栽培において大型農業機械を使用した機械化農業により生産効率の向上も視野に入れております。このように、当初当社が計画しました時期に中間倉庫、及び栽培圃場を確保することにつきましては候補地の選定に時間を要しておりますが、中間倉庫、栽培圃場の確保に関する資金需要は依然として変わっておりません。反面、今期仕入れます種子購入費用は前期の納品遅延のこともあり、確実に納品を要求していることから、栽培圃場費用 200 百万円に関する支出時期を延期し、種子購入費用に振替させていただきます。なお、今回資金使途変更にて振替ました 200 百万円につきましては、後述の通り、平成 29 年 9 月に回収します売上金から同等額を確保し、本来の使途であります栽培圃場の確保費用に充当いたします。このように、当社は、FEEDENER から販売用種子を計画通り仕入れ、今期販売用種子を確実に確保すること、さらに、UGRJ からも前期 360t の納品遅延に対し今期契約予定の 1,000t について計画通り納品が行えるか確認を求められていること等から、FEEDENER との本契約に対する前払金の残金である 307.3 百万円を支払うことで今期の仕入を確実に行う必要があります。また、上述の通り今期販売を行う種子を確実に確保し、計画通り販売（納品）することでメキシコにおけるスーパーソルガム事業の信用維持と、平成 31 年 3 月期に UGRJ との契約を計画しています 5,000t の販売契約を実現するためにも、今回の資金使途変更による種子購入が当社グループの利益に寄与するものと判断しました。

今回不足する本契約前払金 200 百万円の支払いのため、資金使途変更を行うことで本来の目的に充当する資金が不足いたしますが、これらの不足金の補充につきましては、SSM が前期に販売（納品）しました UGRJ への 360t（売上金 869 百万円・注 4）に加え、SSA がタイ SORG JT に販売（納品）しました 49.9t（売上金 262 百万円・注 5）の販売総額 1,131 百万円（各回収予定日：平成 29 年 9 月末）から、メキシコにおける圃場確保費用を支出することとし、第 9 回調達資金から現在、当社がメキシコにおける圃場確保費用に充当する資金として 400 百万円の内 200 百万円を、第 9 回調達資金から今期仕入れますスーパーソルガム種子の前払金の一部として支出するため資金使途変更を行わせていただくものです。

② 当社運転資金へ 70 百万円使途変更

当社運転資金につきましては、当社グループ全体で資金管理を行っていることから、グループ内にて立替、貸付等の調整により運営資金を捻出しておりましたが、上述の通り種子販売会社からのスーパーソルガム種子納品遅延等の影響により、第 9 回調達時に計画しました前期におけるスーパーソルガム事業からの売上金入金が想定していた時期に実現しませんでした。

また、前期納品遅延による当社販売計画の遅れを繰り返さないために、上記（1）①にてご説明の通り、今期の仕入れ 1,700t は確実にを行う必要があることから、種子販売会社と協議のうえ平成 29 年 4 月 19 日付で売買契約を締結しております。

当社が、現在手許資金として確保していますのは、当社通常運転資金 1 百万円、SSM の売上回収金 100 百万円、SSA 通常運転資金 3 百万円、第 9 回調達資金の未使用残金 393 百万円、及び第 6 回調達にて調達しました第 6 回調達資金 37 百万円、合計 534 百万円となっております。また、

当社グループの月額運転資金は約 70 百万円を必要としており、SSM の売上金の回収までに必要な当社グループ運転資金は平成 29 年 6 月から平成 29 年 8 月までの 3 ヶ月間 210 百万円になります。そこで、今回、第 9 回調達資金から 70 百万円を資金使途変更させていただき、平成 29 年 6 月の当社グループの運転資金とさせていただくものです。このような状況になりました経緯は、第 9 回調達時に見込んでおりましたメキシコ、タイ、ベトナムにおける各販売先から平成 29 年 1 月からの売掛金の入金につきまして、メキシコ、タイにおきましては計画時期に販売できなかったことに加え、ベトナムは販売そのものが行えなかったことにより計画していました時期に売上金の確保にいたらなかったことによります。

また、当社が本日開示させていただきました「第三者割当による第 6 回新株予約権発行による調達資金支出時期変更に関するお知らせ」の通り、SSM の運転資金、ウエディング・レストラン事業の仕入資金・運転資金の支出時期を変更させていただいていることから、第 6 回調達資金より平成 29 年 6 月から平成 29 年 8 月までの SSM 運転資金に 15 百万円、ウエディング・レストラン事業の仕入資金・運転資金に 5 百万円をそれぞれ支出させていただきます。

当社は、今回のような種子販売会社からの納品遅延により、その後の販売計画に影響を受けたことから、今期仕入れますスーパーソルガム種子の確保を優先することとしました。また、今期仕入れます種子確保を優先させたことで、手許金を種子費用に支出する状況になり資金計画の見直しも必要になりました。このような事態は、第 9 回調達時には想定していませんでしたが、種子販売会社との事前協議等において販売用種子が確実に当社計画時期に納品されることに対する確認が十分に行えていなかったことなどから、事業計画全体としての見通しの甘さもあったものと考えております。さらに、今期 1,000t の販売を計画しています UGRJ からも、納品において前期同様に遅延することがないように確認を求められていることから、当社グループの収益基盤でありますスーパーソルガム事業を事業計画通り推進するため、当社は、販売用種子の確保を優先することとし、前期に販売しました UGRJ、及びタイ SORG JT からの種子代金の入金がある平成 29 年 9 月までの間、平成 29 年 6 月、及び 7 月の当社運転資金として、第 9 回調達資金として管理しています資金から 70 百万円を振替えさせていただくものです。また、現時点では未定ですが、平成 29 年 7 月を目途に、前期売上金入金からの返済を行うことを前提に、外部事業会社より 100 百万円から 130 百万円の短期借入を検討しております。

なお、今回当社運転資金として圃場確保費用から振替えさせていただきます 70 百万円につきましては、上記(1)①同様に前期メキシコにて販売しましたスーパーソルガム種子売上金から 70 百万円を分別し、第 9 回資金調達の使途目的でありますメキシコにおける圃場確保費用に充当することで当初計画を遂行いたします。

(2) レストラン・ウエディング事業/支出時期変更

レストラン・ウエディング事業における未払金の精算 20 百万円（事業譲受対価未払金の精算資金）、及び青山エリユシオンハウスの敷金精算 75 百万円（敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金）につきましては、第 9 回調達時は、スーパーソルガム事業からの売上金が確保できる見込みであり、当該売上金より当社運転資金、SSA 運転資金への充当を計画していました。しかし

ながら、スーパーソルガム事業において当社が前期に計画をしていましたタイ SORG JT への種子販売につきまして、計画した時期に予定していました数量、単価で販売が行えなかったことに加え、FEEDENER からの種子納品遅延によりメキシコへの販売計画も遅れたことなどから、第9回調達時に見込んでおりました平成29年3月の売上金入金の実現しませんでした。このことから、当社はグループ全体の運営状況、及び財務内容を見直した結果、その時点で調達した資金をスーパーソルガム事業、当社、及びSSA 運転資金に優先して充当することで当社グループの維持につながり、さらに、スーパーソルガム事業における今期の売上を確保することは総合的に当社利益に寄与するものと判断いたしました。このように、スーパーソルガム事業における納品遅延に起因した売上金確保の遅れは、当社グループ全体の運営に大きく影響いたしております。当社は、当社グループ存続のため、上述の通り当社、及びSSA の運転資金を優先的に充当したことで、事業譲受対価未払金の精算資金20百万円、及び敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金75百万円、合計95百万円につきまして当社が予定していた時期であります平成29年3月に各精算が行えておりません。また、第9回調達時には計画していませんでしたが、前期のFEEDENER からの納品遅延による販売計画の遅れも考慮し、今期スーパーソルガム事業からの売上確保を確実なものにするためにも、株式会社アミーズキッチン、及び株式会社アミーズマネジメント両社の同意を取得し、調達しました資金から販売用種子の仕入れに関する支出を優先させていただき、レストラン・ウエディング事業における未払金の精算20百万円（事業譲受対価未払金の精算資金）、及び青山エリュシオンハウスの敷金精算75百万円（敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金）の各精算時期につきまして、それぞれ平成29年10月に変更させていただくものです。

(注1) Primus からの1,100百万円の入金に関しまして詳細につきましては、当社がIR情報として公表しました平成29年4月5日付「当社株式の「業績」に関する猶予期間入りに関連する平成29年3月期業績の状況についてのお知らせ」をご参照願います。
また、Primus に前期販売しました448tの内、50t分はSSMがメキシコにて管理する銀行口座に平成29年3月6日に995,904US\$が入金されております。

(注2) Category とはスーパーソルガム種子の大きさを分別しているものです。
Category 別に同重量を購入する場合、種子が小さいほうが数量も多くなりますので、仕入単価(kg)は高くなりますが、ha 当たりの作付面積における播種においては種子が小さいほうがより多く播種可能であります。

(注3) UGRJ とのMOU に関しまして詳細につきましては、当社がIR情報として公表しました平成28年3月29日付「第三者割当による第7回新株予約権発行に関するお知らせ」をご参照願います。

(注4) メキシコ UGRJ への種子販売に関しまして詳細につきましては、当社がIR情報として公表しました平成29年3月31日付「(経過開示) メキシコ合衆国全国牧畜組合連合会ハリ

スコ州支部とのスーパーソルガム種子販売のお知らせ」をご参照願います。

(注5) タイ SORG JT への種子販売に関します詳細につきましては、当社が IR 情報として公表しました平成 29 年 3 月 31 日付「タイ SORG JT Co.,Ltd. とのスーパーソルガム種子販売のお知らせ」をご参照願います。

(注6) 今回資金使途変更しました「メキシコにおける圃場確保費用」270 百万円、及び当社グループ運転資金に流用しました「メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用」200 百万円、合計 470 百万円につきましては UGRJ、SORG JT からの売上金入金後、470 百万円を SSM 内にて分別管理を行い当初目的の使途に充当いたします。また、事業計画の進捗状況に合わせ支出の経過開示を行います。

【ご参考】新株式発行及び第 9 回新株予約権行使状況および充当状況

(※平成 29 年 6 月 22 日時点)

〔新株式〕

発行新株式数	普通株式 2,941,176 株
発行価額	1 株当たり 204 円
発行価額の総額	599,999,904 円

〔行使状況〕

発行新株予約権数	28,578 個 (1 個につき 100 株)
行使価額	1 株当たり 204 円
行使個数	23,428 個
調達金額	477,931,200 円
未行使個数	5,150 個
未調達金額	105,060,000 円
行使期間	平成 28 年 12 月 28 日 (水) ~ 平成 30 年 12 月 27 日 (木)

〔充当状況・新株式発行分〕

具体的な使途	充当予定額	充当額	未充当額
① 運転資金	—	—	—
当社運転資金	281.2 百万円	281.2 百万円	0 百万円
SSA 運転資金	140 百万円	140 百万円	0 百万円
② 第 8 回新株予約権買取資金	22.7 百万円	22.7 百万円	0 百万円
③ スーパーソルガム事業に関する費用	—	—	—
メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中	—	—	—

	間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用			
	スーパーソルガム種子仕入費用	150 百万円	150 百万円	0 百万円
合計		593.9 百万円	593.9 百万円	0 百万円

〔充当状況・新株予約権分〕

	具体的な用途	充当予定額	充当額	未充当額
①	当社運転資金	75.9 百万円	5.9 百万円	70 百万円
②	スーパーソルガム事業に関する費用	—	—	—
	メキシコにおけるスーパーソルガム保存用中間倉庫建設費用、設備投資、人員確保費用	130 百万円	0 百万円	130 百万円
	スーパーソルガム種子仕入費用	290 百万円	90 百万円	200 百万円
③	レストラン・ウエディング事業に関する費用			
	事業譲受対価未払金の精算資金	20 百万円	0 百万円	20 百万円
	敷金返還請求権譲受対価未払金の精算資金	75 百万円	0 百万円	75 百万円
合計		590.9 百万円	95.9 百万円	495 百万円

未調達金	105.06 百万円
第9回調達資金未充当預金残高	393.64 百万円

※第9回調達に係る弁護士費用、調査費用、登記費用、アドバイザー費用等としまして、調達しました資金から9.28百万円を支出しています。

以 上